IV 精神保健班

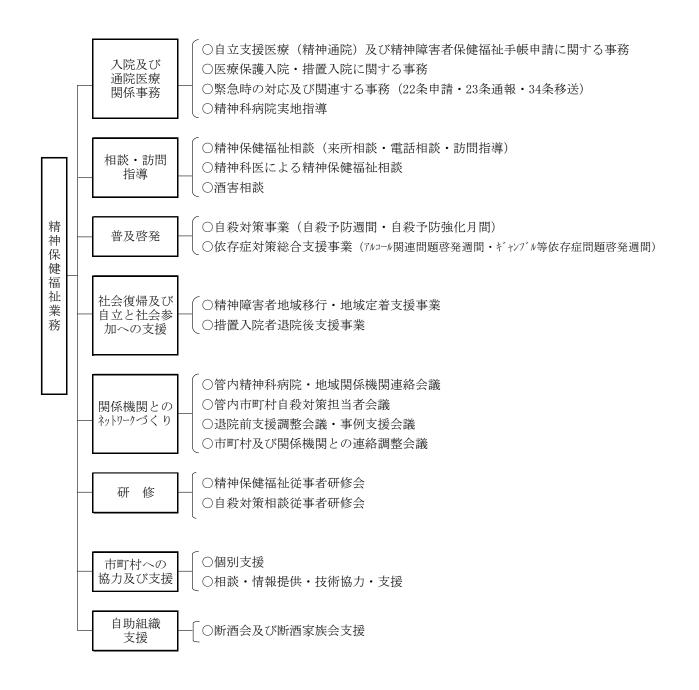
- 1 精神保健福祉事業
 - (1)精神保健福祉法等に基づく業務
 - (2)相談業務
 - (3) 社会復帰事業
 - (4)関係機関とのネットワークづくり
 - (5)精神保健福祉研修会
 - (6)自助組織支援

1 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という大きな流れのもと展開されている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」及び「自殺対策基本法」に基づき、精神疾患の早期治療の促進及び適正医療の提供や、自立、社会復帰及び社会参加の促進を図るため、下記の業務を行っている。

(1)精神保健福祉法等に基づく業務



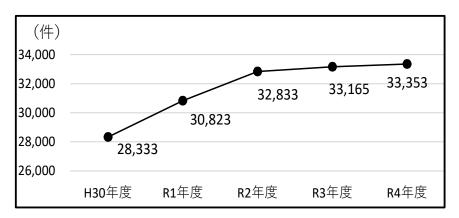
ア 自立支援医療費 (精神通院)支給認定状況 (障害者総合支援法第58条) 通院による医療を積極的にすすめ、適正な医療を普及するため、精神保健福祉 法第32条に基づく通院医療費公費負担制度が実施されてきた。平成18年4月より 「障害者自立支援法」が施行され、「自立支援医療費 (精神通院)」へ移行した。 その後、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行された。自立支援医療費の 9割は医療保険各法及び公費で負担され、1割は原則自己負担であるが、沖縄県 では復帰特別措置法に基づき、その1割についても公費負担となっている。

表1 市町村別·疾病分類別自立支援医療費(精神通院)支給認定者数

令和4年度

病類	F 障害 の 症状性を含む器質性精神	アルツハイマー型認知症	血管性認知症	その他の認知症		F精神および行動の障害 1 精神作用物質使用による	神及び行動の障害アルコール使用による精	行動障害	よる精神及び行動の障害除く精神作用物質使用にアルコール、覚せい剤を	F型障害及び妄想性障害 2 統合失調症、統合失調症	F3 気分(感情)障害	性障害 および身体表現 神経症性障害、ストレス	F因に関連した行動症候群 5 生理的障害及び身体的要	Fも成人のパーソナリティー	F7 精神遅滞(知的障害)	理的	緒の障害 特別 および情 外児期および青年期に通	てんかん	その他	計(人)
那覇市	1,332	725	93	265	249	462	398	25	39	2,941	4,602	1,080	18	41	102	818	286	880	1	12,563
浦添市	427	259	22	77	69	87	74	8	5	891	1,486	290	2	14	42	448	97	350	2	4,136
糸満市	203	91	9	43	60	75	66	3	6	489	678	169	2	4	31	160	48	205	_	2,064
豊見城市	172	87	7	7	71	60	57	-	3	403	625	209	3	2	14	138	45	174	3	1,848
南城市	116	59	12	18	27	45	44	1	-	355	447	95	-	3	29	105	27	147	4	1,373
西原町	75	40	3	16	16	25	22	2	1	305	451	102	2	6	26	99	31	133	1	1,256
与那原町	49	28	4	9	8	18	15	-	3	142	237	71	1	6	5	54	9	66	_	658
南風原町	160	90	18	23	29	34	31	_	3	290	447	104	3	1	12	76	23	153	1	1,304
久米島町	5	4		1		2	2	-	_	48	30	10	-	2	_	2	7	12	1	119
八重瀬町	92	47	3	22	20	42	37	3	2	279	325	77	3	3	31	63	23	138	2	1,078
渡嘉敷村	1	1	-	-	_	0	_	-	_	_	-	_	-	-	_	_	-	1	-	2
座間味村	0			_		0		-	-	3	6	2	-	-	1	2	1	1	_	16
粟国村	1	1		-	_	0		_	_	6	6	1	_	_	2	-	-	3	-	19
渡名喜村	1		1	-]		0	_	-	_	3	3	2	_	_	_	_	_	3	-	12
南大東村	6	3	1	1	1	1	1	_	_	7	7	2	_	_	_	1	-	1	-	25
北大東村	0		-	-		1	1	_		_	5	_	_	_	_	_	_		-	6
計(人)	2,640	1,435	173	482	550	852	748	42	62	6,162	9,355	2,214	34	82	295	1,966	597	2,267	15	26,479

図1 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請総件数



管内市町村で受け付けた「新規・再認定・変更」等の申請は、保健所へ進達され処理される。

過去4年間の申請総件数は増加している。

イ 精神障害者保健福祉手帳交付状況(精神保健福祉法第45条)

精神障害者に対して各種の支援策を促進し、福祉の向上を図るため平成7年の精神保健福祉法改正時に創設された制度である。有効期間は2年間で、更新することができる。

表2 市町村別、等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数

令和4年度

市町村	那	浦	糸	豊	南	西	与	南	久	八	渡	座	粟	渡	南	北	計
	覇	添	満	見	城	原	那	風	米	重	嘉	間	玉	名	大	大	$\overline{}$
	単月	机	何	城	坝	原	原	原	島	瀬	敷	味	国	喜	東	東	件
等級	市	市	市	市	市	町	町	町	町	町	村	村	村	村	村	村)
1級	676	242	105	89	67	68	30	77	6	92	1	1	2	2	1	_	1,457
2級	2,293	575	279	219	170	189	104	177	24	124	_	1	2	1	2	-	4,160
3級	715	190	90	93	50	59	32	38	2	25	-	-	-	1	-	-	1,295
計(件)	3,684	1,007	474	401	287	316	166	292	32	241	-	2	4	4	2	-	6,912

ウ 医療保護入院届出状況 (精神保健福祉法第33条1項・3項・4項)

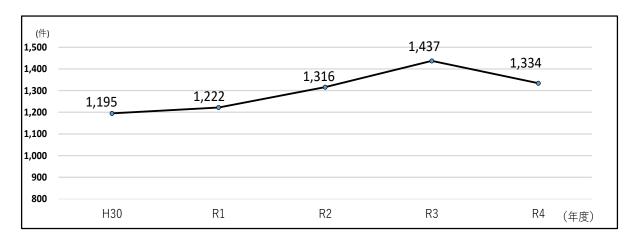
自傷他害のおそれはないが、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行う入院制度である。入院日から10日以内に知事への届出が必要である。

表3 管内医療機関の疾病別医療保護入院届出数

令和4年度

[※] R4年度より疾患別内訳を変更。

図2 管内医療保護入院届件数の推移



エ 申請・通報・届出、措置診察等の状況

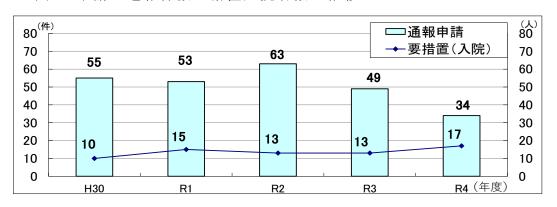
措置入院とは、その精神症状により入院させなければ「自傷他害」のおそれのある精神障害者(疑いのあるものを含む)に対して、知事の権限でなされる強制力を有する入院の形態で、いわゆる行政処分である。

一般人の申請、警察官の通報、精神病院管理者の届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院措置の必要があると診断した場合に措置入院となる。

表4 年度別申請・通報・届出・措置診察等の状況

事項			<u> </u>	勺 訳(件)		酪	認の調	診察を受け	けた者(人)
年度	ー(件) 届出等件数・		警察官 通報 (法第23条)	届管精 出理病 の院 (法第26条の2)	そ の 他 (法第27条第2項)	(件) (法第7条)	めた者(人) 必要がないと ないより診察	要措置(法第29条)	措置不要
平成30年度	55	1	53	1	-	1	41	10	4
令和1年度	53	ı	53	_	_	-	37	15	1
令和2年度	63	2	61	_	_	_	46	13	4
令和3年度	49	_	49	_	_	1	34	13	2
令和 4年度	34	1	33	_	_	_	16	17	1

図3 申請・通報件数と措置入院者数の推移



オ 精神科病院実地指導(精神保健福祉法第38条の6)

- (ア)目的:精神科病院において人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を目的とする。
- (イ)概要:「沖縄県行政機関設置条例」第5条に規定されている当保健所の所管区域にある13病院に対し、令和4年10月~令和5年2月の期間で 実施した。
- (ウ) 主な指導項目 (沖縄県精神科病院実地指導実施要領抜粋)
 - ※令和2年度より県外での精神科病院における虐待事件を受けて「虐待防止の体制整備の状況について」指導項目が追加された。
 - ①過去の実施指導に対する改善状況について
 - ②精神科病院内の設備等について
 - ③医療環境について
 - ④精神保健指定医について
 - ⑤指定病院について
 - ⑥措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
 - ⑦入院患者の通信面会について
 - ⑧入院患者の隔離及び身体拘束について

(2)相談業務

ア 来所相談・電話相談・訪問指導 (精神保健福祉法第47条・48条)

精神障害者本人や家族及び関係機関等からの相談内容は、医療機関への受診相談 や対応方法、生活に関することまで多岐にわたる。相談業務は保健師と精神保健福 祉相談員が対応している。

表5 相談状況

令和4年度

		延人員 (人)										
	実人員(人)	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	その他	計			
来所相談	47			14		1	10	35	60			
電話相談	303	32		97	21	7	73	1106	1336			
訪問指導	41	3	1	4	2	_	_	65	75			

※来所相談・電話相談・訪問指導の「その他」は統合失調症も含まれている。

※管内離島の相談業務に関しても上記に計上。

イ 精神科医による精神保健福祉相談 (精神保健福祉法第47条)

(ア)目的:精神障害者(疑いも含む)やその家族及び支援関係者が、精神科医師による医学的判断や対応等に関する助言、必要な保健・医療・福祉サービスの情報を得ることができ、対象者が安心して生活できることを目的とする。

(イ) 日時:毎月1回 原則第4水曜日 午後2時~4時(予約制)

(ウ) 場所:南部保健所 精神相談室又は訪問先等

(エ) 方法:来所相談、家庭訪問

表6 精神科医による精神保健福祉相談実施状況

	実施	相談	相談	相談種別							相談内容				
年度		実人員 (人)	延人員(人)	老人 精神保健 (人)	アルコール (人)	薬物 (人)	思春期(人)	心の健 康づくり (人)	その他 (人)	受診の 相談 (人)	病気の 有無判断 (人)	対応に ついて (人)	その他 (人)		
令和2年度	2	3	3	-	-	-	_	-	3	2	1	1	_		
令和3年度	1	1	1	-	1	-	_	-	_	_	_	1	-		
令和4年度	1	2	2	-	-	-	_	2	-	1	-	1	-		

※相談種別の「その他」は精神疾患の未治療者・治療中断者であり、対応方法や受診に関する 相談内容となっている。

ウ 酒害相談

アルコール関連問題で悩んでいた自分自身の体験をもとに断酒会会員が、飲酒 者本人やご家族に対し、随時相談に応じている。(予約制)

(3) 社会復帰事業

ア 措置入院者退院後支援事業

(ア)目的:措置入院者が、退院後にどこの地域で生活することになっても必要な 医療を継続でき、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加促進等、 包括的な支援を受けられるようにする。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症流行状況や感染症対応業務を鑑みて支援を行った。

(4)関係機関とのネットワークづくり

ア 管内市町村精神保健福祉主管課長及び担当者会議

(ア)目的:管内精神保健福祉担当者及び南部保健所が情報交換や事業の検討を 行い、相互の連携の強化を図り、精神保健福祉事業のさらなる向上 のために市町村精神保健福祉主管課長及び担当者会議を実施する。 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし。

イ 南部保健所精神障がい者地域支援者連絡会議

- (ア)目的:精神障がい者が住み慣れた地域を拠点として、本人の意向に即して 充実した生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉等の関係機 関の連携を強化する必要がある。今年度は精神科病院間の連携強化を 図ることを目的に、精神科病院を対象とした連絡会議を開催する。
- (イ) 日時: 令和5年2月27日(月)
- (ウ) 開催方法:Web 会議システム (Zoom 使用)

- (エ) 内容:南部保健所管内の現状及び事前アンケート結果について 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて 障害福祉分野における地域移行・地域定着の取り組みについて 各医療機関における取り組み報告 意見交換
- (オ) 参加人数:25人(精神科病院職員19人、保健所等その他6人)

ウ 南部保健所管内警察署連絡会議

(ア)目的:精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、南部保健所管内の警察署等との情報の共有と連携を強化し、精神保健福祉業務の円滑な 推進を図ることとする。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし。

(5)精神保健福祉研修会

ア 自殺対策相談従事者研修会

- (ア)目的:自殺未遂者の自殺再企図を防ぐために、自殺に関する相談を受ける機会がある相談従事者が、自殺リスクのある者への理解を深め、自殺リスクの評価や相談対応について学び、自殺予防のスキルアップを図ることを目的とする。
- (イ) 日時: 令和4年11月16日(水) 14:00~16:30
- (ウ) 開催方法: Web 会議システム (Zoom 使用)
- (エ) 内容:南部保健所管内の現状報告 自殺・自傷行為の理解と対応、自殺リスク評価についての講話 事例検討
- (オ)講師:医療法人フェニックス 博愛病院 院長 仲本 譲 氏
- (カ)対象者:市町村職員(精神保健福祉担当課)、相談支援事業所職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、パーソナルサポートセンター職員
- (キ)参加人数:58名

(6) 自助組織支援

ア 断酒会・断酒家族会

お互いが体験談を語り合い、断酒を誓い継続するために共に支え合い、酒害者による酒害者のための自助グループである。酒害に関する啓発活動や酒害相談を自主的に実施している。

表7 管内断酒会開催状況

令和4年度

名 称	日時	時間	場所				
浦添断酒新生会			浦添市保健相談センター				
糸満晴明断酒会	毎週月曜日		糸満晴明病院				
南部断酒会糸満例会			糸満市障害者生活支援センター				
豊見城断酒会支部例会	毎週火曜日						
「お酒の問題を考える会」	世紀八曜日	10.00 01.00	40 C /4 47 ASK 事物// [* 1				
沖縄県断酒会オンライ	毎週水曜日	19:00~21:00	zoom によるオンライン会				
ン例会	母週水曜日		ZOOIII によるオンノイン云				
南部断酒会	毎週木曜日		南部保健所				
浦添断酒会	毎週金曜日		浦添市保健相談センター				
豊見城断酒会	节 四		豊見城市社会福祉センター				

表8 管内断酒家族会開催状況

令和4年度

名 称	定例日	時間	場所
豊見城家族会	毎月 第1日曜日	14:30~16:30	豊見城市社会福祉センター
南部断酒会家族会たんぽぽ	毎月 第3日曜日	14:30~16:30	南部保健所